特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（要緊急対処特定外来生物）

第四条　法第二条第三項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

一　別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体

二　別表第五の種名の欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

別表第二の備考中「和名」の下に「その他の名称」を加える。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四　その個体が要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種（第四条関係）

項	種　名
1	*Solenopsis geminata*種群（ソレノプスィス・ゲミナタ種群）全種
2	*Solenopsis saevissima*種群（ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群）全種
3	*Solenopsis tridens*種群（ソレノプスィス・トゥリデンス種群）全種
4	*Solenopsis virulens*種群（ソレノプスィス・ヴィルレンス種群）全種

別表第五　その個体が要緊急対処特定外来生物となる交雑することにより生じた生物（第四条関係）

種　名	
*Solenopsis geminata*種群（ソレノプスィス・ゲミナタ種群）、*Solenopsis saevissima*種群（ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群）、*Solenopsis tridens*種群（ソレノプスィス・トゥリデンス種群）及び*Solenopsis virulens*種群（ソレノプスィス・ヴィルレンス種群）に属する種	左欄に規定する種群に属する他の種

附　則

この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十一号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十三年三月」を「令和九年三月」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏